

「審査区分表の見直しに関する具体的な観点について」及び
「審査区分表の見直しに関する論点整理」

<審査区分表の見直しに関する具体的な観点について>

【共通の観点】

- 科研費審査システム改革 2018 の理念である以下の点を念頭において、新たな研究の発展の促進が期待される区分については、学術動向等を踏まえて統合・再編の検討を行う。
 - ✓分野間の建設的相互批判の精神を通して一層の研究水準の向上を図るとともに、新しい研究の芽を育てる。
 - ✓応募者がより広い視野で自らの研究を位置づけることで、新たな研究の発展を促進する。

【個別の観点】（専門調査班で検討する際の具体的な観点）

<大区分>

- 小委員会の分割数が3つになる状況が続いている大区分 B、D については、関連が深い大区分も含めた検討を行うが、以下の条件に留意する。
 - ✓中区分より広い区分設定とする。
 - ✓大区分に属する中区分の入れ替えは可能だが、中区分に属する小区分は原則維持する。

<小区分>

- 基盤研究（B）については、新たな研究の発展の促進が期待される区分に加えて、平均応募件数が10件以下の区分は、応募件数が少ない年度においては絶対評価（5件以下の場合は絶対評価で審査）となる可能性が高いことから、統合に向けた検討を行う。
- 統合の判断に当たっては、適切な審査ができるかという観点からも精査する。
 - ✓統合する場合、今後は一つの小区分となるため、適切な審査委員選考が可能かという点にも留意する（例えば、既に統合元の複数の小区分を俯瞰できるようなコミュニティが醸成されつつあるのであれば「審査可能小区分」情報による選考が可能。）。
 - ✓仮に「審査可能小区分」情報だけでは多様性を阻害してしまう懸念がある場合は、審査委員が選考できないという理由で統合を見送るのではなく、審査委員候補者データベースに登録されている「内容の例（必須登録）」「キーワード（任意登録）」の活用方法等についても検討し、将来の学術の発展に向けた可能性を最大限追求する。
- 基盤研究（C）の応募件数が多い場合も、機械分割で対応することが原則であり、基盤研究（C）の応募動向により新たな研究の発展を妨げることがないよう留意する。

<審査区分表の見直しに関する論点整理>

各専門調査班からの見直し案等を踏まえ、今後の審査区分表の見直しについては、以下のような点に留意して検討を進める。

なお、今般の審査システム改革では、「科研費審査区分表等の見直しに当たっての基本的な方向性」（令和6年11月22日審査部会報告）において、新たな研究の発展の促進が期待される場合に区分を見直すとしていることから、今後10年の学術研究動向を俯瞰し、新興分野や新たな融合研究が生まれやすくなるように区分を見直すという観点からも検討を行う。

【大区分について】

- ①大区分の趣旨を踏まえ、過度な細分化が進まないよう分割する場合は、最大で2区分までの増加（大区分全体で11→13区分）をベースに検討を進める。
- ②再編後の想定応募件数が20件以上100件未満となるよう留意する。
- ③小区分9万番台（90xxx）の大区分をまたぐ再編については、基盤研究（S）の関連の深い小区分の応募状況も含めて精査する。

【中区分について】

- ①中区分については、「現行の中区分を維持することを基本とする」という方針を踏まえ、再編を希望している中区分については、新たな研究の発展の促進が期待される場合に限り再編を認める。その際、以下の点に留意する。
 - ・再編後の想定応募件数が20件は下回らないこと。
 - ・再編の過程において、現行の中区分に比べて単なる細分化に陥る中区分が生じないこと。
- ②再編後の想定応募件数については、改革2018以降の応募データ（研究課題名）を基に精査する。

【小区分について】

- ①基盤研究（B）の応募件数が10件以下の小区分のうち、大括り化が難しいと判断された小区分については、審査上のあい路と今般の見直しの趣旨の両面から確認した上で、引き続き大括り化について検討する。
- ②分割を希望している小区分については、学術研究動向を根拠として、新たな研究の発展が期待される場合に、他の小区分との再編を前提とした検討を行う（単なる細分化や研究者人口が増えているとの理由での分割は認めない）。なお、中区分の検討と同様に、再編の過程において、現行の小区分に比べて単なる細分化に陥る小区分が生じないように留意する。
- ③大括り化、再編する小区分について、審査委員選考に当たって留意すべき点を精査する。

【区分の名称、内容の例について】

- ①区分の名称や内容の例の変更は、昨今の国内外の学術研究動向を根拠として説明できるものとなっているか（大学の学科・専攻・講座や学会の分野などに基づくことのみが根拠となっていないか。）を精査する。
- ②追加された内容の例により、小区分の範囲が狭まる（区分の固定化を助長する）ようなことになっていないか（既にある内容の例に内包されないか）を精査する。